

## 平成25年度第4回伊予市行政評価委員会 会議録

日 時：平成25年8月29日 18時30分～21時40分

場 所：第3委員会室

出席者：妹尾委員長 門田副委員長 福岡委員 芳岡委員 西畑委員 曾根委員  
事務局（武智 窪田 坪内）

### 1 開会

会議の成立及び傍聴者はいないことを確認した。

### 2 議事

#### (1) 報告事項

##### ① 現在の取組状況

・外部評価の件数については、行政評価委員による抽出24件、現時点における二次評価者による選定6件、計30件である。

#### (2) 審議事項

##### ① 第2回・第3回会議録の確認

##### ② 行政評価（外部評価）

No. 19 議会運営事業……………P2～4

No. 25 特別委員会運営事業……………P4～5

No. 17 簡易水道運営事業……………P5～7

No. 18 水源地管理事業……………P7～8

No. 14 市単独道路改良事業……………P8～10

No. 15 市単独舗装新設改良事業……………P10～11

No. 16 ポンプ場管理事業……………P11～12

#### (3) 次回の委員会

##### ① 日程

第5回の委員会は、平成25年9月5日（木）18時30分から

第6回の委員会は、平成25年9月24日（火）18時30分から

#### (4) その他

### 3 閉会

**No. 19 議会運営事業**

○委員

ある程度の年齢になると、気力、体力、知力など低下するため、議員の定年制を検討すべき。評価シートの「自己の課題認識」欄に議員定数を見直しとあるが、見直し後も他市町に比べて多いが。

○議会事務局

「所属長の課題認識」欄に記載しているように、定数21名が妥当かは、まだ議論の余地があると考えている。よって、次期改選期までに、議会改革特別委員会で定数協議する予定である。

○委員

事務局説明で特別委員会を立ち上げ議会の広報対応を検討すると聞こえたが、従来の議会日より（議会広報紙）で十分と思っているが、その意図はどんなところにあるのか。

○議会事務局

議会だよりの見易さ等、より一層の向上を特別委員会で図り、市民に議会の取組に関心を持っていただき、傍聴に来ていただく意図がある。

○委員

傍聴への市民参加を呼びかけるための方法をいかにコンパクトにできるかが重要であり、経費投入や特別委員会等を通じ、議会広報紙の編集力を、今まで以上の水準に上げることは重要ではない。市民は議員の質問に対するやりとりを知りたいのであって、費用対効果を考えて、コストをかけるべきではない。

○議会事務局

議会広報調査特別委員会に関する費用は、行政視察で2年に1回費用が発生しているが、自ら行う編集の費用は発生していない。傍聴人の増加を図るために、昨年12月に傍聴者に対しアンケート調査を実施し、今後アンケート内容を吟味し、再アンケートする予定である。

○委員

行政視察に行く議員には、視察前に計画書の提出を求めているのか。

○議会事務局

計画書の提出は求めている。議員自らが調査したい先進事業の自治体を調べ、その上でその視察先を選定し、視察を行っている。

○委員

結果報告等の機会は設定されているのか。

○議会事務局

12月定例会市議会時に全員協議会という場を持ち、行政視察報告という形で成果報告している。

○委員

政務調査費について、領収書の内容等のチェック体制を適正にしなければならないと思うが。

#### ○議会事務局

政務調査費から政務活動費に名称変更され、伊予市議会政務活動費の交付に関する条例に政務活動費の使途基準が明文化されことを受け、議会改革特別委員会で使途基準をさらに詳しく定め、厳格に透明性を持った政務活動費にしていけるよう議会事務局では考えている。

#### ○委員

伊予市議会の本来の機能（住民の代表機関として意思決定が適正にされているか）が正常に機能しているのかを評価することが一番大事な視点。いわゆる自分の支持者だけに報告をして、あとは行政の施策についての批判、チェック、議会内の駆け引きをするのが多くの地方議会の現状。議員の意識として、限りなく住民の代表という感覚を持たなければならない。そういう点で定数21名の一般質問回数から判断しても、民意の反映の役割を果たしてない。議会改革特別委員会は、議員の本来の役割と絡めて必要な議員定数を市民と一緒に議論すべきだ。

報酬の額について、人口など市の規模などで決められているが、実際の議員活動の日数、時間数は明確にして、適正な報酬額を積算する基準にしてはどうか。

期末手当については、本来給料で生活する常勤職員に支給されるもの。一般的に非常勤の特別職は、自己の執務に対する報酬のみの支給で、議員だけに期末手当が支給されるのは、おかしい。廃止までは言わないが、市職員よりなぜ加算して支給率が高いのか。

必要に応じて政務活動費の支給内容の公開も必要だ。

特別委員会は、非公開であるため、議会改革の内容が、余り市民にも見えていない。特別委員会を市民に公開し、具体化できる施策を成果指標の中に入れていく（議会報告会を何回公開し、何人市民が集まったかなど）ということも重要だ。

庁舎特別委員会だが、議会だよりの中で、庁舎建設委員会の報告に正確でない記述、誤解を招いている記事が見受けられる。特別委員会、全員協議会にしても、公開や傍聴を認めないと、正確に各議員の意見が伝わってこない。行政の監視、政策立案が本来の議会の役割であるならば、そうした議会改革を具体化するものが、議会基本条例であるため、基本条例を制定した上で、成果指標の中に取り入れるべきだ。

行政視察だが、例えば、議会だよりで梶原町庁舎を視察し、多目的に利用できる議場を紹介しているが、議会改革特別委員会では議場は固定式としたことの経緯が不明。つまり、行政視察した結果、経緯、結論のプロセスがはっきりしてない。行政視察の成果が生かされているのか疑問がある。

#### ○議会事務局

評価シートの「所属長の課題認識」欄にも記載しているとおり、議員の質をあげるには定数削減ありきではいけない。

#### ○委員

議会の中身、議員の質の話は、この場で議論すべきものではない。議会事務局がどのような事務事業をされているかが今議論すべきこと。議会事務局が問題意識を持ち何ができるかは、評価シートの課題認識欄の記述でよく分かる。課題認識をどのような形で実現していくかは、情報公開・透明性という点に対し、どのような工夫をしているかに尽きる。議会事務局として、これだけの提言、提案、資料の整理、比較資料をいかに効果的なものを作ったのかというところを、自己評価されて成果指標に上げられればと思う。

#### ○委員

議員定数を減らすのではなく、報酬を日当に変更し、逆に議員の数を増やしたらどうか。市民からすれば、議員数を減らすほど地域の意見が通らなくなる。日当制にすれば、全体的にはコストが下がるかもしれない。

#### ○委員長

議員定数と議員報酬は、連動しており、先ほど指摘のあった日額報酬は、合併しない宣言で有名になった福島県矢祭町は、既に取り組んでいる。

議会改革特別委員会を設置し、何回開催しているかを評価シートに記述することで、議会改革に前向きに取り組んでいるというアリバイ作りになってないかというところが一番気になる。

議会改革特別委員会のテーマとして、政務活動費の使途を表向きに議論していないためか、政務活動費の性質を議員本人が捉えられていない気がする。政務活動費の月額を丸い数字で1万円にしとけばという、そういう気配りが見て取れるとすると、非常に大きな問題を残すだろう。

県内の11市の中で、政務活動費の額はこの辺りが適当だろうというフリーハンドが仮に個々の議会に与えられていれば、それはそれでチェックされるべき。

議会改革特別委員会を設置して、具体的に予算措置をして前向きにやっていることを理由に、議会の事務事業を高く評価してくださいと言わんばかりの環境だけは作らないでほしい。

## No. 25 特別委員会運営事業

#### ○委員

事業の効率化の観点から常任委員会と特別委員会を1つの事業に統括するべき。

#### ○委員

どういった活動を行い、事業費を使ったのかを市民に向け分かりやすい形で公開していくことに尽きる。それをどう工夫されているのかが成果指標になると思う。

#### ○委員

特別委員会を原則公開すべき。

#### ○委員

「昨年度の課題に対する具体的な改善策」の欄に「議会改革特別委員会で市民との意見交換

会の意見を反映」とある。市民としては議員の考え方を聞くよい機会だと思うが平成24年度が未開催なのは、なぜか。

#### ○議会事務局

6校区中4校区は平成23年度に開催し、残り2校区は、議員が地域に申し入れしたが、開催要望がなかった。

#### ○委員長

特別委員会の行政視察だが、住民感情から見て、一人でも住民が疑問を持つ視察は、慎重に対処していただきたい。

行政視察を実施する場合は旅費を予算に計上して費用弁償で支給することになっているが、例えば、予算がないのであれば、議会改革特別委員会で、議員の前期の政務活動費を持ち寄り、支弁することを全員協議会等々で合意すれば行政視察の実施は可能であろう。対市民（有権者）に対し説明責任があることを日常的に認識しておかなければならない。行く必要があるから、とりあえず井勘定で予算計上という話は、悪循環だ。伊予市の現状より出遅れている自治体へ視察に行っても何の意味もない。

### **No. 17 簡易水道運営事業**

#### ○委員

上灘の簡易水道統合整備事業16億3,000万円と評価シートの「向こう5年間直接事業費の推移」5億円で今後5年間で20億円が必要であることは、伊予市の重要な課題だが、ライフラインは大事だ。これから10年、20年先を見据え、地域住民と協議検討しなければならない。伊予市の人口比率で見ると税収入15%に対し簡易水道の中山負担は約21%。今後中山インターチェンジを含めて過大な歳出となるが、このような課題は合併時に認識できていたのか。

#### ○水道課

合併協議会の委員はおそらく当時の人口推計から今後の維持修繕費、水道収益の推移を予測できたため、認識していたと思う。

上灘は集落、既存の簡易水道、未給水区域が一定まとまっており、かつ、水道普及率が悪い地域であるため、今回簡易水道を統合整備することになった。簡易水道事業の国の一つの考え方だが、1市町に対して1浄水場と捉えているため、補助制度も平成28年度で打ち切りになる。それ以降は全額市費で簡易水道施設を維持していかなければならない。しかし、間違いなく簡易水道施設は、財政上は非常に圧迫する要因の施設だが、特に中山間部では市民にとって必要なライフライン施設だと認識している。

#### ○委員

今後、人口減、高齢化、老朽化施設、管理コストの増大は避けられないため、その中で、何が一番経済的なのかを追求していく以外に方法がない。上灘の簡易水道統合整備事業は人口増

加が見込めないのであれば、統合化より現状維持とするのも一つの方法。人が住む限り、水の供給は必須だが、各家庭に個別ポンプを設置するにより給水可能であれば、そうしていく。要はライフラインを断たないということだけしかない。

条例水道、簡易水道の区別の方法は。

#### ○水道課

条例水道は、50人以上100人以下の者に飲料水を供給する施設で、水道法によらない施設。簡易水道は、給水人口が101人から5,000人以下である水道に水を供給する水道事業。

#### ○委員

中山・双海の簡易水道は、その給水人口にとって命の水であるため、事業の維持は将来的な事業計画、財政計画を策定し継続実施というスタンスでいい。今後人口減に伴う水道使用料の収益減少、さらに上灘簡易水道統合事業等による借金（公債費）の増加も視野に入れる必要がある。合併の過疎地を抱えた地域ほど道路、橋梁、水道等の公共施設の更新費用を捻出できないことは明確であるため、財政計画や中・長期的な計画を出した上で国に向かって交付税、起債等の償還について対応を求めていく必要がある。

#### ○委員

施設の耐用年数を把握されていない状態で、どうやって中・長期的な計画を作る予定か。

現在の修繕方法は、対症療法的な、見つけたものについて補充（行き当たりばったりの補修）を毎年予算要求するまでやっていると感じた。それをこの評価シートで裏づけていると思うが、「向こう5年間の直接事業費の推移」欄に、同じ数字が並んでいる。上灘に関しては29年度以降、簡易水道統合整備事業により、簡易水道から外れるため、そのメンテナンス費用は減ると理解したが。

#### ○水道課

上水道統合により、企業会計での運用となるので、簡易水道から除かなければならない。

#### ○委員

こういった視点で数字を組まないように、中・長期的な計画は立てなければならない。それに当たって、各施設の耐用年数が分からないと全く前に進まない。これはライフラインの話なので、不可欠な事業であることは間違いないが、それにあぐらをかいて幾らでもお金を使っているいいことでは決してない。

#### ○水道課

現状の施設状況について、時間が若干かかるが、今年から来年にかけて台帳作りをしなければ、中・長期的な事業計画は組み立てられない認識である。職員で把握できないものは、専門家の力を借りてまず台帳整理をする。その上で、中・長期にわたっての事業計画を取り組まなければいけない。

#### ○委員

「自己の課題認識」欄に「財政計画の策定」の記述があるが、年度ごとに期限を決めて、対応していただきたい。水道料金は伊予市・中山・双海で区別されているのか。

○水道課

簡易水道も料金の統一化について合併協議会で調整を図ったが、反対意見が出て、調整ができなかった。上灘の簡易水道統合整備事業の完了年度（平成28年度）までには料金の統一化と料金の額を改定し、一般会計の依存度を引き下げる考えである。

○委員長

中山は加入率62%、双海は54%、どちらも給水人口の実数として2,168人と2,371人となっているが、それ以外の人たちは、谷水、山水等を相変わらず生活用水として飲んでいるということか。水の引き込み途中で動物の死骸があろうが、水としてはチェックされてないまま蛇口に来るほうが問題だ。反対に、条例水道施設は4か所あり、給水人口の上限で捉えると400人のために4施設あるということになる。それより水道事業の未加入者の対応策を考えることがより重要だ。

そのまま山水を飲んでいる人を放置するほうが、行政に対して問われる責任は重大だ。

## No. 18 水源地管理事業

○委員

「昨年度の課題に対する具体的な改善策」欄に「常に問題意識を持ち創意工夫を行い」と記述があるが、何かされたか。それと、保守点検は、入札か、随意契約か。

○水道課

創意工夫は、24年度から現地の点検・見回りを行い、施設のメンテナンスに力を入れている。事前点検により大規模な修繕費用の発生を未然に防ぐようにしている。

また、今まで職員の目視により修繕していたが、去年度から計装機器、ポンプ類、膜設備等々の機器のメーカーの点検に基づいた報告書をいただき、適正な時期に修繕していくよう図っている。保守点検は入札。

○委員

水源地は遠隔監視体制か。

○水道課

水道課に中央監視室があり、異常が出た際、NTT回線を利用して、自動で中央監視室に情報が流れ、職員個々の携帯にメールが発信される仕組み。

○委員

「成果指標」の「24年度実績」が10.3となった原因が、修繕費、動力費の突発的な支出なのであれば、結局は中・長期的な修繕計画を立てなければだめだ。前年度からメーカーの協力を得て客観的な専門家の目で点検を始めたのであれば、それを前提に適正な計画を作成しないと、

突発的な修繕が発生した場合に、だだ漏れの支出になってしまう。そういう意味では、自己評価、1次評価とも簡素化、効率化は当然だが、具体的な取組についてそれぞれの意見を書いていただきたかった。

○委員

公営企業会計は、一般会計、特別会計以上に目が届きにくいという傾向があるため、修繕、維持管理のコスト削減について、しっかり点検していく必要がある。

「向こう5年間の直接事業費の推移」が書かれてないが、適切な修繕計画がないからか。

○水道課

突発的な修繕が発生することも要因になり、本来記載すべきところできてない。

○委員

「事業の活動実績」欄で、修繕費、動力費の実績は設定予算の範囲内だから、これらの修繕等は突発事項でなく、単にやらなければならない仕事をしているだけと感じる。したがって、成果指標の目標値も同じ数字を挙げていたのでは説明がつかない。「向こう5年間の直接事業費の推移」の記述もないが、事業を適正に遂行するための仕事の取組方として、整合性がとれていない。

○水道課

修繕費は、指名競争入札のため、予算額と決算額の乖離は予定工事の未執行を意味しているのではない。動力費は、浄水場ポンプにかかる負荷が一定でないため電気量を見込めず、年度ごとに動力費の差が生じている要因となっている。最終的に24年度の実績を基に、25年度予算は的確な対応を図る。

○委員

「向こう5年間の直接事業費の推移」が記入されていないが、今後増加していくのか。

○水道課

機械類以外に老朽管等も含めた修繕費も発生するため、年々直接事業費は上がってくる。

○委員長

水源地の管理について、経年的に何が問題で、今後優先順位をつけ何をどうするのかという具体的なことを自己評価・1次評価の課題認識欄にも若干記述いただければ、評価シートを見る立場からすると明瞭に把握できたと思う。

## No. 14 市単独道路改良事業

○委員

市単独道路改良事業は大局的な見地から判断するものであるため、地域の区長から道路改良要望を上げ実施するのではなく、市職員又は市会議員が行う業務である。民意の反映は目安箱、タウンミーティング、市政懇談会等で実現できる。



○道路河川課

市単独道路改良事業は、予算制約がある中、各地域から出た要望路線を現地調査し、通行量、通学道路等を基準に改良実施に係る優先順位を付けている。

○委員

評価シート「昨年の課題に対する具体的な改善策」欄に「事業の必要性を地元住民に理解してもらい」の記述は、地元住民の民意の反映という観点からすれば表現方法がおかしい。

○道路河川課

地元の要望路線数に対する改良可能数について優先順位も含めた説明を行い、理解いただくということ。

○委員

この事業は、優先順位、工法の検討、コスト削減努力の3つが適正に実施されているかが重要であり、これらの物差しで適切な事業推進をお願いする。

○委員

影響力の強い地元の議員、区長の要望から優先されてはいけない。渋滞等の道路状況と適正に整合性が取れるようしておく必要がある。

限られた財政の中で道路改良の優先順位を付けていることを地元住民に理解してもらうことは大事であるため、優先順位を客観的に評価できる評価基準の設定が必要だ。

○委員

地域から要望があった道路改良工事の必要性の審査に当たり、着手する工事の概要、必要性等について、ホームページ、広報紙等で市民に向け公開するよう努力すべき。同様にコスト削減の手法の説明も評価シートに記述いただき、成果指標もそういった形で示せば、行政評価委員会で、より適切に外部評価ができた。

○委員

複数の工事箇所をまとめて発注すれば、工事費、事務事業に携わる人工数も削減でき、結果コスト削減につながる。

○委員長

マクロな観点から、この市単独道路改良事業に費やす、予算比率の頭打ち（キャッピング）というのは当初から定めていないのか。

○道路河川課

原則、毎年度同じ予算額を基準に予算要望しなければならない。だから、1年度で改良できる道路数は1路線の工事単価によって変動するため、1路線を複数年度で改良することもある。

○委員長

地域間で影響力の強い広報委員、広報区長が存在し、これにより道路改良が実施されれば、これは人選の問題になる。担当課の立場からすると、客観的な指標を持つほうが事務を遂行し

やすい。ただし、広報区長には、予算総額を先に言うておくほうが、仕事はやりやすい。

## No. 15 市単独道舗装新設改良事業

○委員

市単独道路改良事業と、まとめればコスト縮減になる。

○委員

舗装完了道路の経年劣化部分は、ある程度計画的な対応が可能と思うが、計画書は作っているか。

○道路河川課

市道数の多さ、市道延長約600キロある中での計画的な対応は、今の予算では難しい。地元の要望等の中から、通行量、舗装の傷みぐあい、通学路、そういった諸条件の中から判断して実施している。

○委員

市の管理道路のため、ある程度耐用年数が分かっているのだから、危険箇所は市が主導して補修していかないのか。

○道路河川課

現在、伊予市の市道1・2級（68路線）その他の重要路線を対象（計約80路線）とし、舗装、橋梁、トンネルも含め、総点検を実施中で、平成25年度中に取りまとめが完了する予定。

○委員

その結果を基に補修計画を立ててほしい。

○委員

優先順位、決定プロセス等の透明化。公共施設、橋梁、上下水道等のインフラ資産は、新設費用より、更新費用が高いため、現在実施している総点検を基に今後維持管理に要する費用を試算し、把握しておく必要がある。その中で優先順位を明確にしていく。市の一般財源だけでは対処できないと思うので、国や県へ要望していくことが市の行政責任だ。

○委員

市単独道路改良事業と全く同じで、優先順位づけの透明性、工法内容の公開、コスト削減努力の3つをお願いする。

○委員

現在の舗装改良工法としてアスファルトの部分的な補修を実施しているが、一時的に補修費用は安いかもしれないが、結果的には路線の寿命を短くさせ、補修費用が高くなるのではないか。部分的な補修は市の美観も損ねるため、舗装工事を長期計画的に悪い箇所から実施すべき。

○道路河川課

表面舗装であれば大部分の補修が可能だが、現在の舗装を剥ぐ再舗装の方法は限られた予算

の中では対応できない。

○委員長

「所属長の課題認識」欄に「限られた予算での執行であり」と記述があるが、影響力の強い区長、議員によって対応が変わることがないように、予算総額を冒頭に示し、お互い人が替わっても、誰でも分かる最低限の基準を明示すべき。それでも強く要望される場合は、要望道路の状況を写真撮影しておけば、客観的に道路の傷み、優先順位を説明できる。

## №. 16 ポンプ場管理事業

○委員

ポンプ場施設の委託に、競争原理は導入されているか。

○道路河川課

4つのうち、3つのポンプ場は、専門的知識を有するというので、以前から漁協に任せており、入札していない。

○委員

ポンプ場施設は、海の傍にあるが、遠隔操作か、ポンプ場での操作か。

○道路河川課

危険な状況になれば、担当職員が現地に赴き、直接操作する。

○委員

津波到達点の最前線でポンプ操作することは危険であるため、遠隔操作により災害時に職員の身の安全は守られようにするべき。

○委員

安広のポンプ場は、雑草だらけで、ごみ捨て場化しているため、清掃すべき。

○委員

近年、全国的にゲリラ豪雨が発生しているが、昔の雨の降り方と違う。ポンプの配置、処理能力は問題ないか。ゲリラ豪雨が発生したときの被害状況・リスク管理を考えているのか。

○道路河川課

各ポンプ場施設は今から約30年前に設置されているため、当時の管、水路の大きさ等の考え方で整備しており、ゲリラ豪雨等に完全に対応できていない。

○委員

近年は浸水の例は。

○道路河川課

平成17年に伊予園芸の前辺りが50センチ程度冠水した事例があるが、冠水の原因となった安弘ポンプ場のゲートの改良を行い、現在までは被害が出ていない。

○委員

ポンプ場施設も40年以上経っているため、修繕等を具体的にどのようなスケジュールで考えていくのか。予算約4,000万円を使っているが、「向こう5年間の直接事業費の推移」が毎年度2,500万円と決められている。今後の事業の必要性和予算の乖離をどのように解決していくのか。

#### ○道路河川課

下水道課によると現在、長寿命化計画を策定するため、平成24年度から外部委託しているところ。長寿命化計画で修繕等の優先順位等を立て施設の長寿命化事業を実施する予定。ポンプ場施設の設置が昭和50年代であることから電気部品の調達ができないため、国庫補助を受けながらポンプ自体を交換する予定と聞いている。

#### ○委員

ポンプ場施設がゲリラ豪雨に対応できないというが、例えば、降水量が時間何ミリ以上だったらポンプの処理対応が困難というデータをハザードマップ的に市民に公開すべきである。

ポンプ場施設の管理委託業者の漁協は随意契約である以上、委託料に見合った適正な管理業務を行う必要があるが、これに対する不透明さが残らないよう市の管理、監督を適正に対応すべき。

#### ○委員

管理委託業者によるポンプ不操作、点検未実施による浸水等事故があったとき責任の所在は。また、現在台風が接近中だが、点検しているか。

#### ○道路河川課

事故の責任の所在だが、管理委託業者側の重大な過失がなければ、事業主体が市のため、原則責任は市と思うが、具体的には協議が必要。

大雨警報の場合等は、漁協職員が各ポンプ場に張りつき、対応し、市職員も現地に赴き、対応に問題がないか確認している。

ポンプ場施設以外の津波・大雨の対応施設として樋門・水門等があるが、今夏前、これらを全て市職員で点検しており、地域への委託施設は、梅雨時期に備え各区長に再度点検を依頼している。

#### ○委員

漁協との契約書に簡易的なポンプ操作、災害時のポンプ操作の業務事項が規定されていないなら、規定すべき。